

株式会社 構研エンジニアリング
次世代法・女性活躍推進法 一体型 一般事業主行動計画

- ◆女性が活躍できる労働環境づくりを進めると同時に、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きがいのある環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2025年6月30日

2. 当社の課題

- (1)技術職の女性応募者が少なく、女性の技術者が少ない。
- (2)個人・部署で年次有給休暇の取得状況や時間外労働に偏りがみられる。

3. 計画内容(目標と取組内容、実施時期)

目 標 1:技術職の女性を、現状在籍者2名から5名に増加させる。

実施時期:2021年4月1日～

【取組内容】

- ・技術職の女性応募者を増やすため、求職者に向けた積極的な広報を実施する。
- ・安心して働き続けられるよう、育児や介護休業等の規程を職員のニーズを把握し、充実させる。

目 標 2:ワークライフバランスの実現に向け時間外労働の平均時間を10%削減する。

実施時期:2021年4月1日～

【取組内容】

- ・53期(2024年7月1日～2025年6月30日)の時間外労働平均時間を48期(2019年7月1日～2020年6月30日)時間外労働平均時間より10%削減する。
- ・毎週水曜日のノー残業デーを引き続き実施します。実施にあたっては、社内放送やイントラネットを活用して定時退社を促します。

目 標 3:年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

実施時期:2021年4月1日～

【取組内容】

- ・有給休暇の付与(切替)時期を業務繁忙期から閑散期に変更し、取得促進を進める。
- ・有給休暇を時間単位で取得できるように検討する。
- ・勤怠システムから有給休暇取得状況をモニタリングし、取得が進んでいない職員については管理職より意識啓発を図る。